

国有林野における樹木採取権の設定規模の検討に係る
新規需要創出動向調査(マーケットサウンディング)の結果について

令和3年10月15日

林野庁

マーケットサウンディングの概要

■ 成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日)

- ・樹木採取権制度について、2022年度からの具体的な樹木採取区の指定等の実施に向け、大型製材工場が必要とする原木消費量である10万m³を地域で安定供給するために必要な国有林野からの供給量及び樹木採取権の存続期間を、マーケットサウンディングを踏まえて検討する。

■ マーケットサウンディングの実施

【概要】

樹木採取権について、基本形(権利期間は10年程度、規模は200～300ha程度)を超える大規模な権利の設定に対するニーズがあるかどうか、また、設定する際の規模・期間はどの程度が適切かについて検討するため、民間事業者等による新規需要創出動向調査(マーケットサウンディング)を実施。

【調査期間】

3月30日から6月30日まで

【構想提供】

3件

(都道府県 1件、民間事業者 1件、都道府県及び民間事業者 1件)

- 6月30日 調査の〆切
- 7月30日 ヒアリングの実施
- 8月17日 追加質問事項の送付
- 10月15日 結果のとりまとめ

提供された構想の概要



提供者		構想の概要	想定する権利期間
A	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の計画に基づき、大型の集成材工場(月産5,000m³)等の誘致を検討しているもの(原木消費量180,000m³/年を想定) ・ 構想実現までのスケジュールは現時点で未定 ・ 具体的な事業者や事業の実施体制は未定 	—
B	林業、バイオマス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化石燃料代替のための高品質木質ペレット(10,000トン/年)を供給するもの(必要な原木24,000トン^注/年) ・ 木質ペレット製造工場の整備を計画しており、令和4年度までに設備導入、令和5年度から試運転・商用化を予定 ・ 主に低質材の供給(20,000トン/年)を希望するが、樹木採取権による供給には拘らない(木質ペレット用原木の想定購入価格は、地域のバイオマス用材価格に相当する価格を想定) 	20年 (FIT買取期間を考慮)
C	都道府県及び製材事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集成材用ラミナを生産する製材事業者の加工設備の新規導入を計画しているもの(原木消費量28,800→40,000m³/年に増加) ・ 令和4年度に設備導入し、令和7年度までにフル稼働を目標 ・ 増加する原木消費量のうち、4,000m³/年を樹木採取権により調達希望(樹木採取権の基本形の規模に相当) 	8年 (加工機械耐用年数を考慮)

注:原木1トンあたり1m³前後

評価・検証

大型製材工場が必要とする原木消費量である10万m³を地域で安定供給するために必要な国有林野からの供給量及び樹木採取権の存続期間の検討に向け、A～Cの3件の構想を以下の観点で評価・検証

- ① 構想の具体性
- ② 新規需要創出の内容
- ③ 樹木採取権の規模・期間の考え方

結果

提出された3件については、大規模な樹木採取権の設定を要するものではなかった

- 現時点では、構想が具体化していない(Aの構想)
- 新規需要創出の具体的な内容が、低質材の需要先行であり、それに見合う規模の一般材の新規需要が見込まれていない(Bの構想)
- 新規需要創出に伴う樹木採取権設定のニーズが、基本形を超える規模ではない(Cの構想)

構想の提供が3件にとどまった要因としては、マーケットサウンディングの実施期間(令和3年3月から6月)が、新型コロナウイルスの影響による木材需要の減退と、その後の輸入木材の減少による木材不足・木材価格高騰など、木材需給をめぐる状況が急激に変動しているタイミングであり、構想の提供に慎重な事業者が多かったことなどが考えられる。

今後の対応

・輸入木材からの転換も含めた国産材製品の安定供給体制の構築に向けた気運が高まっている中、今後、地域における川上から川中・川下までの連携の具体化が期待されることから、こうした動きを把握するべく、適切なタイミングを捉えて追加のマーケットサウンディングを実施。